

第四 1953年の「らい予防法」

あたかも各療養所で入所者の自治会運動が高まるなかでもあり、これまで重監房の存在で入所者の不満を抑圧してきた療養所当局にとり、それに代わるものを設けることは必至となる。ハンセン病患者専用の刑務所、すなわち「癩刑務所」がそれであった。光田自身、「草津カンゴク事件などは司法当局が癩患者で犯罪を犯した者の刑務所を建てないから起ったことで、このことは救癩史四十年にわたっての懸案で司法当局の猛省を促したい」と、「癩刑務所」の必要を力説している（『時事新報』1949年6月20日）。

こうして、法務府と厚生省との協議が始まるが、1949（昭和24）年8月4日、法務府より「癩患者はたとえ犯罪者と雖も行刑の対象とすべきものではなくて、寧ろ療養保護の対象とすべきものであるから厚生省主管の施設に収容して、これに適当なる保護を与へるべきである」というGHQ側の意向が伝えられた。

これに対し、厚生省は、警察がハンセン病患者の犯罪を取り上げないことを強調し、重症患者はともかく軽症患者の犯罪には処罰が必要であることを主張するが、聞き入れられず、あくまで「癩刑務所」の設置を求める厚生省と、療養所への収容を求める法務府の間の溝は深まった。そこで、8月24日、厚生省側と法務府側とが会合し、法務府が、国立ハンセン病療養所に留置場と取調べと審判のための特別室を設け、療養所の一部を「代用監獄」とすること、そのために療養所職員の一部を特別司法警察職員とする法改正をおこなうことなどという妥協案を提示、厚生省も「事態を已むを得ず」と同意した（厚生省医務局前掲「国立癩療養所に特別監置病棟（代用監獄又は拘置所の内容をもつもの）を附設するため予算概算を要求するにいたるまでの経過」）。

さらに、同年10月、東京で国立病院長と国立療養所長を集めた病院管理講習会が開催されたのを機に、国立癩療養所長会議が開かれ、賛成7、反対3で菊池恵楓園に「癩刑務所」を付置することが合意されている（宮崎松記「癩刑務所の出来るまで」、『九州矯正』8巻5号、1953年5月）。

なお、第7回国会に「不良癩患者の取締に関する法的措置」についての「癩予防法」改正案を提出する予定であったが、「尚検討の余地がある」として、提出は見合わされている（国家地方警察本部刑事部捜査課「癩患者犯罪の実態と其の対策について」、『刑事通報』16号、1950年5月19日）。

こうした法改正案が用意されたのは、日本国憲法のもとで、「癩予防法」の懲戒検束規定の違憲性が問題となっていたからである。この点については、1950（昭和25）年2月24日付で、厚生省医務局長・公衆衛生局長が各ハンセン病療養所長に発した「療養所入所患者に対する癩予防法に基く懲戒検束の執行について」において、法務府と最高検察庁の見解として「癩予防法」の懲戒検束規定は憲法違反ではなく「公共の福祉のため、已むを得ない措置であつて、憲法その他の法令に違反するものでわない」という結論を通知していた。法改正をおこなって、懲戒検束規定が違憲ではないことを明確にしようとしたのであった。

2) 入所者の殺人事件が与えた影響

こうして、「癩刑務所」構想が論議され出すなか、1950（昭和25）年1月16日深夜から17日未明にかけて、栗生楽泉園で、入所者同士の対立から3名の入所者が殺害されるという事件が起きた。被害者は園内で暴力をほしいままにしていたとされるグループで、それへの反発がこのような事態

を招いたのであった。さらに、被害者のひとりが韓国・朝鮮人であり、また、殺害に加わったとされる被疑者14名も韓国・朝鮮人入所者の文化団体である協親会の会員であった。この事件は、ハンセン病対策に2つの影響を与えた。1つは「癩刑務所」設置の必要性をより強めたこと、もう1つは在日韓国・朝鮮人患者への取締りの必要性を強めたことである。

1月31日、第7回国会衆議院厚生委員会において、厚生省医務局次長久下勝次は「癩患者といえども当然正規の裁断を経た上で刑罰に処すべきものであると決定したならば、正規の刑務所に収容すべきである」と述べ、そのために「癩療養所と連絡のとれます所に癩患者のための刑務所をつくる」ことが適当であるとの見解を示した（『第七回国会衆議院厚生委員会議録』3号）。

衆議院厚生員委員会は3月7日～10日、楽泉園、前橋地方検察庁中之条支所、国家地方警察群馬吾妻地区警察署、草津町警察署に赴き、実地調査をおこなっている。調査をおこなった丸山直友は、3月17日、同委員会で「司法権の発動は、癩患者に対しても仮借なく同様に適用せられなければならない」「癩療養所に隣接して特別なる刑務所を一、二箇所を設置をしなければならない」との考えを示した（『第七回国会衆議院厚生委員会議録』14号）。

さらに、同日、衆議院厚生委員長堀川恭平が衆議院議長幣原喜重郎に提出した「癩療養所内の療養状況及び秩序に関する実地調査並びに対策樹立に関する報告書」には、療養所の秩序維持についての関係者の要望と意見がまとめられている。

最初に職員の要望と意見を見ておこう。それは「癩予防法に基く療養所患者の懲戒検束規程を、合法的に認めること」をはじめ、監禁所を改修して代用刑務所とすること、監禁所に罪を犯した患者を取り調べる施設を併置し「特別法廷」とすること、全国に1～2か所の「特別刑務所」を療養所に近接して設置すること、「特別刑務所」に「特別療養所」を併設し「特に感化を要する者、及び重犯罪者で刑を終えた者を収容し、一定期間感化指導して後、初めて普通の癩療養所に収容すること」の5項目に亘るが、最後の要望などは「特別病室」の復活ともなり得る発想である。職員側は、入所者への管理強化を強く求めている。

次に、入所者側であるが、自治会（総和会）は「癩予防法に基く懲戒検束規程を復活されたい」「癩患者でも犯罪を犯す者は正式に裁判をなし、一般と同様に罪に服せしめるようされたい」と、事件に関わった協親会も「療養所においても一般社会と同一の法律のもとで生活し、悪い者は罰するようされたい」「所長の懲戒検束権を復活されたい」「治療を主とする特別刑務所を設置されたい」と、それぞれ要望している。

この結果を見る限り、療養所の職員も入所者も、ともに「癩予防法」の懲戒検束規定を容認し、「癩刑務所」構想も肯定していると判断できる。療養所内で入所者間で殺人事件が起きた衝撃が「癩刑務所」構想を推し進めたことになる。

7月5日には東京都衛生局長が厚生省医務局長に宛て「犯罪らい患者の取扱について」を照会し、「警察署留置場において発見せるらい患者」や「拘置所内において発見せるらい患者」の処遇に困惑している現状を訴え、指示を仰いでいる。

これを受けた医務局長東龍太郎は、7月18日、国家地方警察本部刑事部長に対し、「犯罪らい患者の扱いについて」を通達し、留置場でハンセン病患者と診断された場合は消毒のうえ留置を継

第四 1953年の「らい予防法」

続し、起訴されたら拘置所に送致すること、そのために各都道府県内に1ヶ所程度「らい患者留置場」を設置することを要望し、さらに法務府検務局長・矯正保護局長にも、「犯罪らい患者の取扱いについて」を通達し、「恒久的ならい犯罪患者収容施設の設置」が実現するまでの措置として拘置所・刑務所では消毒したうえで拘置を継続することとその場合は一般犯罪者として取扱うことを要望している。

これに対し、国家地方警察本部刑事部長は7月31日、厚生省医務局長に「らい患者たる被疑者の取扱いについて」を回答し、そこでは「らい患者及び伝染病患者の被疑者等を一時留置する特別留置室をらい療養所所在地の都県内に二ヶ所宛新設すべく」1951（昭和25）年度予算に要求しているとはするものの、現状では留置人がハンセン病患者と診断された場合は療養所に入所させるという方針であると認めている。

また、法務府検務局からは局長事務取扱名で10月7日になって回答「犯罪らい患者の取扱いについて」があるが、留置場・拘置所では感染の虞があるハンセン病患者については「当該警察署長又は拘置所長において係検事と連絡の上、措置をするのを相当と思料する」と、抽象的な文言に止まった。

このように「癩刑務所」構想をめぐる厚生省と法務府の意向が一致しないなか、7月15日、熊本県で巡査らを刺傷する強盗事件が発生し、逮捕された犯人のひとりがハンセン病患者であるという理由で起訴されず釈放され、検察庁は菊池恵楓園に収容を求めた。恵楓園ではこの申し出を拒否できず受け入れるが、このことを機に7月18日、熊本地方検察庁、熊本刑務所、熊本県衛生部との懇談協議会を開催し、「検察庁及び刑務所としても癩患者であるが故に法の制裁を免るゝ理由は全くないこと」「緊急に癩刑務所の設置を要望すべきであるということ」で意見の一致を見た（1950年付厚生大臣宛て宮崎松記「癩患者の強盗並巡査刺傷殺人未遂事件に関する報告」）。

このように、「癩刑務所」の必要性は、現実問題として高まっていた。8月27日付『朝日新聞』の「天声人語」でも、「近ごろ療養所の脱走者や生活に困ったライ患者の犯罪が多くなり、その処置が問題になっている。療養所外で行われたライ患者の犯罪は『刑』の対象にならず、療養所におくられるほかはない」と憂慮し、「ライ患者の犯罪者だけを収容する小さな刑務所の併置も考えられてよさそうだ」と、「癩刑務所」の設置を求めている。

このような状況を受け、厚生省と法務府との間で菊池恵楓園の敷地内に「癩刑務所」を設置することで合意し、1951（昭和26）年度の予算化がなり、1951（昭和26）年1月19日、厚生省と法務府との間で「施設の職員の募集について刑務所側で採用困難の場合は、厚生省側に於て所要人員の斡旋をする」「癩刑務所の医療は菊池恵楓園の医務職員を兼務させて実施する」などの「癩受刑者の矯正保護施設の運営に関する協定」が結ばれるに至った（宮崎松記前掲「癩刑務所の出来るまで」）。

こうして、1953（昭和28）年3月10日、菊池医療刑務支所として「癩刑務所」は開庁されるに至った。開庁に当たって「当所に収容するものは等しく犯罪者であることに変りはないが一面病者であり、而も前途の光明極めて乏しい同情すべき犯罪者であるから収容者に対しては所内規律に反しない限り、飽く迄仁愛の精神を傾けて更生意欲の助長を図る」「病者であるから療養の点では癩療養所と何等異るところなく療養に専念せしめる」「軽症患者にして労働に堪え得るものについては